

児童手当制度改革のご案内



令和6年12月支給分（10月・11月分）から

■主な改正

- ☑ 所得制限の撤廃
- ☑ 支給が高校生年代まで延長
- ☑ 第3子以降は3万円
- ☑ 支給が年6回（偶数月）に
- ☑ 多子加算の算定対象が
大学生年代まで拡大

■改正後の金額

区分	3歳未満	高校生まで
第1子・第2子	月15,000円	月10,000円
第3子以降	月30,000円	

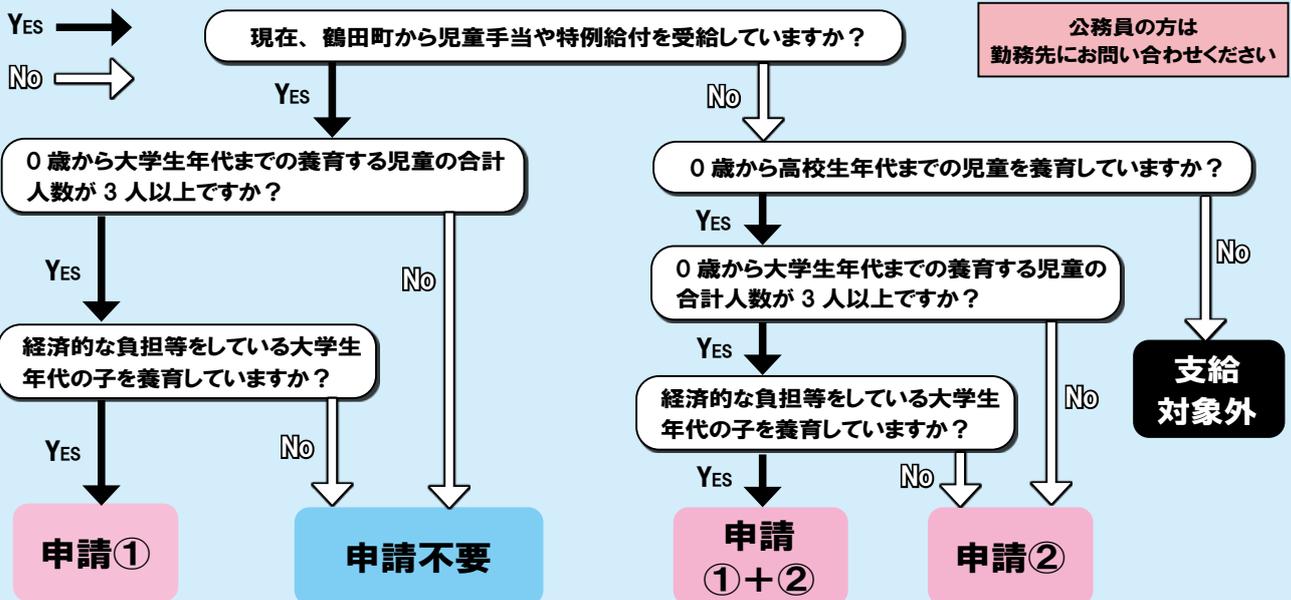
申請方法

- 役場窓口
鶴田町役場 子ども健康課⑥窓口
- 郵送（期限必着）
〒038-3595 鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
鶴田町役場 子ども健康課 児童手当担当

申請期限

【期限】令和6年10月31日（木）
【時間】平日 8:30 ~ 17:00

申請手続の確認フローチャート



高校生年代：平成18年4月2日から平成21年4月1日までに出生した子ども
大学生年代：平成14年4月2日から平成18年4月1日までに出生した子ども

申請①・②・①+②に該当する方

9月上旬に申請手続きの案内を送付しますので、申請手続きをしてください。

申請①：監護相当・生計費の負担についての確認書の提出（添付書類あり）

申請②：認定請求書の提出（添付書類あり）

※児童の住民登録が鶴田町にない世帯や今回の申請手続きの対象と思われる方で、申請手続きの案内が届いていない場合は担当までお問い合わせください。

申請不要の方

高校生年代の児童を養育する場合でも、手続き不要で自動的に支給対象児童として認定し、支給額が変更されます。

問合せ

鶴田町役場 子ども健康課子育て支援係
☎：0173-22-2111（内線135・145）



・手続きの詳細
・添付書類の確認
・申請書のダウンロード



・制度の概要